

第三者損害賠償 制度

第三者損害賠償 制度のご案内

多くは公共工事の場合、発注者から【義務付けられる保険】です。

第三者損害賠償制度は、日本国内において対象工事の作業中、またはその作業完成後に発生した業務上の偶然な事故に起因して第三者の身体に障害、または財物に損壊を与えたことにより、施工者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に被る損害を補償するものです。

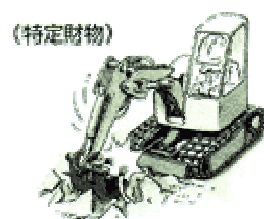
このような事故を補償します



工事中、誤って工具を落とし通行人が負傷した。

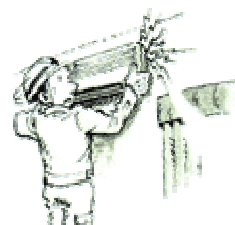


防犯電子ロックの取付作業中、誤って玄関のドアを傷つけてしまった。

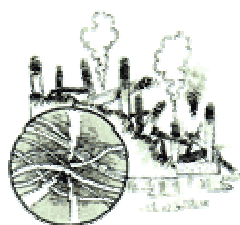


(特定財物)

道路掘削中、誤って通信ケーブルを切った。

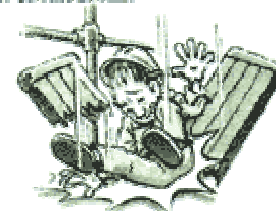


空調設備工事中、誤って壁を傷つけた。



配線ミスにより、引渡後の電気設備から出火し、家屋が全焼した。

(代表者見舞金)



加入組合員の代表者が足場から転落して死亡した。

● 損害賠償責任の被保険者(保険の保障を受けられる方)の範囲

補償区分	組合員 (ご加入者、記名 被保険者)	組合員の 役員・使用人	組合員の 下請負人	組合員の 下請負人の 役員・使用者	工事の発注者
作業中、 作業完成後	○	○	○※ ¹	○※ ¹	○※ ²

※¹ 組合員が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を組合員から請け負った方が該当

※² 組合員の業務が元請工事の場合に限る。なお、発注者には工事業者を含まない。また、「工事の発注者」は作業引渡しまで被保険者の範囲に含まれる。

● 対象工事の範囲

- 電気工事
- 電気通信工事
- 管工事
- 消防設備工事
- 1から4の工事に伴う建設業法上の専門工事
- 1から5の保守業務(需要家と契約のもの)

このような損害品もカバーします

特定財物

(損害品が以下の場合、特定財物限度額が1事故の支払い限度額となります)

- (イ) 動植物、冷凍庫内収容物
- (ロ) 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物、その他美術品
- (ハ) 謄本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、ロール金型、金型、紙型、模型、証書、帳簿、その他これに類するもの
- (ニ) 地下配電線、地下通信線、水道管、ガス管、その他これらに類する地下埋設物
- (ホ) コンピュータ（汎用、ミニ、オフィス、マイクロ）およびこれらの関連機器、付属装置、ソフトウェア
- (ヘ) 光ファイバーケーブルおよびこれらの関連機器、付属装置

定財物限度額は、次の中から選ぶ

1,000万円

3,000万円

5,000万円

一億円

※ 作業完成後の特定材物の事故については、お支払いする給付金の限度額(保証期間中)は、対象限度額

工事対象期間延長特約ありプラン(Z型)の加入のお勧め

約10%の加入費UPで補償の対象工事期間がグンと広がります

